

大分大学同窓会連合会事務連絡協議会申合せ

平成28年3月25日制定

(設置)

第1条 大分大学同窓会連合会（以下「連合会」という。）に、連合会事務連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 協議会は、連合会における運営を円滑に行うため、行事計画等に関係する事項について連絡及び協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 連合会会員である各同窓会の事務局長等執行役員又は実務執行者
- (2) 大分大学研究・社会連携部研究・社会連携課長
- (3) その他協議会が必要と認める者 若干人

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、原則として毎月1回開催する。ただし、議長が必要と認めたときは、臨時に協議会を開催するものとする。

- 2 構成員が、協議会に出席できないときには、代理者を出席させることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 協議会の事務は、連合会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この申合せに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

大分大学同窓会連合会の新規運営体制

